

議第 140 号

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

平成 30 年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の勤勉手当の支給率を改定することに伴い、常勤の特別職職員の期末手当支給率についても職員と同様の改定を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の220</u> を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の225</u> を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

平成 30 年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の月額給料及び勤勉手当の支給率を改定します。これまで特別職の期末手当の支給率については、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の合算支給率を踏まえつつ改定してきたことから、職員の支給率を踏まえた改定を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 期末手当の支給率を 6 月、12 月それぞれ「100 分の 220」とします。一般職と同様に支給率を平準化します。

(第 5 条第 2 項関係)

(2) この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日から適用します。

(附則第 1 項関係)

(3) 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととします。

(附則第 2 項関係)